

医療法人社団 介護老人保健施設リスタあすなろ

通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーション利用料金表(1割負担)

下記の介護サービス費自己負担金額の数字は、サービスごとの1日(回)分の単位数(☆印は1月分)です。1単位の単価は10.17円となります。特例的な対応として、令和3年9月30日までの間、下記の基本サービス費の単位数に0.1%上乘せられます。下記のその他の施設利用料金は、利用時にご負担いただく金額です。(単位:円)

通所リハビリテーション						
内 容	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備 考
基本サービス費(通常規模)	366	395	426	455	487	1時間以上2時間未満の利用
	380	436	494	551	608	2時間以上3時間未満の利用
	483	561	638	738	836	3時間以上4時間未満の利用
	549	637	725	838	950	4時間以上5時間未満の利用
	618	733	846	980	1,112	5時間以上6時間未満の利用
	710	844	974	1,129	1,281	6時間以上7時間未満の利用
	757	897	1,039	1,206	1,369	7時間以上8時間未満の利用
延長加算	右枠に記載					8時間以上の利用の場合(1時間ごとに50単位)
理学療法士等体制強化加算	30					常勤専従の理学療法士または作業療法士を2名以上配置している場合 対象:(1時間~2時間未満の利用の方)
入浴介助加算(Ⅰ)	40					適切な人員および設備を有して、入浴介助を提供した場合
入浴介助加算(Ⅱ)	60					適切な人員および設備を有して、入浴介助を提供し、医師等が居室を訪問し利用者の動作および浴室環境を評価し、理学療法士または作業療法士が入浴計画を作成し、計画に基づき入浴介助を提供した場合
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	560 ☆					医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、理学療法士等による計画の説明を行い、1月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い利用者の居室を訪問した場合(6月以内)
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ	240 ☆					医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、理学療法士等による計画の説明を行い、3月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い利用者の居室を訪問した場合(6月以内)
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ	593 ☆					医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、理学療法士等による計画の説明を行い、1月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い利用者の居室を訪問し、リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合(6月以内)
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	273 ☆					医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、理学療法士等による計画の説明を行い、3月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い利用者の居室を訪問し、リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合(6月以内)
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ	830 ☆					医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、医師による計画の説明を行い、1月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い利用者の居室を訪問した場合(6月以内)
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	510 ☆					医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、医師による計画の説明を行い、3月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い利用者の居室を訪問した場合(6月以内)
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	863 ☆					医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、医師による計画の説明を行い、1月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い利用者の居室を訪問し、リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合(6月以内)
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	543 ☆					医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、医師による計画の説明を行い、3月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い利用者の居室を訪問し、リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合(6月以内)
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110					退院(所)日または認定日から起算して3月以内に個別リハビリテーションを提供した場合
重度療養管理加算	100					要介護3・4・5の利用者さんで、厚生労働大臣が定める状態の方の場合
中重度者ケア体制加算	20					看護職員を1名以上配置し、前年度の利用者さんの総数のうち、要介護度3以上の利用者さんの占める割合が30%以上であった場合
科学的介護推進体制加算	40 ☆					利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合
送迎減算	-47					事業所が送迎を行っていない場合(片道につき1回)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18					介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	4.7%					基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象外)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.0%					基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象外)
介護予防通所リハビリテーション(月額)						
要支援1	2,053					要支援1の方の基本サービス費
要支援2	3,999					要支援2の方の基本サービス費
利用開始日の属する月から12月超	-20					要支援1の場合
	-40					要支援2の場合
運動器機能向上加算	225					多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別にリハビリテーションを提供した場合
事業所評価加算	120					厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合
科学的介護推進体制加算	40					利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72					(要支援1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	144					(要支援2)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	4.7%					基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象外)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.0%					基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の1割(支給限度基準額の対象外)
その他の施設利用料金						
朝おやつ代	80					経管栄養の利用者さんは、1食600 事業所で提供する時間帯に利用していただいた場合
昼食費	600					
昼おやつ代	110					
夕食費	600					
教養娯楽費	100					事業所で用意したレクリエーションや行事で使用する材料などを利用いただいた場合
おむつ代	右枠に記載					①小バット30 ②大バット35 ③特大バット50 ④テープ付140 ⑤リハビリパンツ160(処分費を含みます)
領収書再発行代	22					領収書を再発行した場合(1枚)
文書コピー代	22					診断書等の文書をコピーした場合(1枚)
文書郵送代	右枠に記載					診断書等の文書を郵送した場合(切手代)

介護サービス費自己負担金額

医療法人社団 介護老人保健施設リスタあすなろ

通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーション利用料金表(2割負担)

下記の介護サービス費自己負担金額の数字は、サービスごとの1日(回)分の単位数(☆印は1月分)です。1単位の単価は10.17円となります。特例的な対応として、令和3年9月30日までの間、下記の基本サービス費の単位数に0.1%上乘せられます。下記のその他の施設利用料金は、利用時にご負担いただく金額です。(単位:円)

通所リハビリテーション						
内 容	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備 考
基本サービス費(通常規模)	732	790	852	910	974	1時間以上2時間未満の利用
	760	872	988	1,102	1,216	2時間以上3時間未満の利用
	966	1,122	1,276	1,476	1,672	3時間以上4時間未満の利用
	1,098	1,274	1,450	1,676	1,900	4時間以上5時間未満の利用
	1,236	1,466	1,692	1,960	2,224	5時間以上6時間未満の利用
	1,420	1,688	1,948	2,258	2,562	6時間以上7時間未満の利用
	1,514	1,794	2,078	2,412	2,738	7時間以上8時間未満の利用
延長加算	右枠に記載					8時間以上の利用の場合(1時間ごとに100単位)
理学療法士等体制強化加算	60					常勤専従の理学療法士または作業療法士を2名以上配置している場合 対象:(1時間~2時間未満の利用の方)
入浴介助加算(Ⅰ)	80					適切な人員および設備を有して、入浴介助を提供した場合
入浴介助加算(Ⅱ)	120					適切な人員および設備を有して、入浴介助を提供し、医師等が居室を訪問し利用者の動作および浴室環境を評価し、理学療法士または作業療法士が入浴計画を作成し、計画に基づき入浴介助を提供した場合
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	1,120 ☆					医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、理学療法士等による計画の説明を行い、1月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い利用者の居室を訪問した場合(6月以内)
	480 ☆					医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、理学療法士等による計画の説明を行い、3月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い利用者の居室を訪問した場合(6月以内)
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ	1,186 ☆					医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、理学療法士等による計画の説明を行い、1月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い利用者の居室を訪問し、リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出し情報活用している場合(6月以内)
	546 ☆					医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、理学療法士等による計画の説明を行い、3月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い利用者の居室を訪問し、リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出し情報活用している場合(6月以内)
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ	1,660 ☆					医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、医師による計画の説明を行い、1月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い利用者の居室を訪問した場合(6月以内)
	1,020 ☆					医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、医師による計画の説明を行い、3月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い利用者の居室を訪問した場合(6月以内)
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	1,726 ☆					医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、医師による計画の説明を行い、1月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い利用者の居室を訪問し、リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出し情報活用している場合(6月以内)
	1,086 ☆					医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、医師による計画の説明を行い、3月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い利用者の居室を訪問し、リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出し情報活用している場合(6月以内)
短期集中個別リハビリテーション実施加算	220					退院(所)日または認定日から起算して3月以内に個別リハビリテーションを提供した場合
重度療養管理加算	200					要介護3・4・5の利用者さんで、厚生労働大臣が定める状態の方の場合
中重度者ケア体制加算	40					看護職員を1名以上配置し、前年度の利用者さんの総数のうち、要介護度3以上の利用者さんの占める割合が30%以上であった場合
科学的介護推進体制加算	80 ☆					利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報活用している場合
送迎減算	-94					事業所が送迎を行っていない場合(片道につき1回)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	36					介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	4.7%					基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の2割(支給限度基準額の対象外)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.0%					基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の2割(支給限度基準額の対象外)
介護予防通所リハビリテーション(月額)						
要支援1	4,106					要支援1の方の基本サービス費
要支援2	7,998					要支援2の方の基本サービス費
利用開始日の属する月から12月超	-40					要支援1の場合
	-80					要支援2の場合
運動器機能向上加算	450					多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別にリハビリテーションを提供した場合
事業所評価加算	240					厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合
科学的介護推進体制加算	80					利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報活用している場合
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	144					(要支援1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合
	288					(要支援2)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	4.7%					基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の2割(支給限度基準額の対象外)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.0%					基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の2割(支給限度基準額の対象外)
その他の施設利用料金						
朝おやつ代	80					経管栄養の利用者さんは、1食600 事業所で提供する時間帯に利用していただいた場合
昼食費	600					
昼おやつ代	110					
夕食費	600					
教養娯楽費	100					事業所で用意したレクリエーションや行事で使用する材料などを利用いただいた場合
おむつ代	右枠に記載					①小パット30 ②大パット35 ③特大パット50 ④テープ付140 ⑤リハビリパンツ160(処分費を含みます)
領収書再発行代	22					領収書を再発行した場合(1枚)
文書コピー代	22					診断書等の文書をコピーした場合(1枚)
文書郵送代	右枠に記載					診断書等の文書を郵送した場合(切手代)

介護サービス費自己負担金額

医療法人社団 介護老人保健施設リスタあすなろ

通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーション利用料金表(3割負担)

下記の介護サービス費自己負担金額の数字は、サービスごとの1日(回)分の単位数(☆印は1月分)です。1単位の単価は10.17円となります。特例的な対応として、令和3年9月30日までの間、下記の基本サービス費の単位数に0.1%上乘せられます。下記のその他の施設利用料金は、利用時にご負担いただく金額です。(単位:円)

通所リハビリテーション						
内 容	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備 考
基本サービス費(通常規模)	1,098	1,185	1,278	1,365	1,461	1時間以上2時間未満の利用
	1,140	1,308	1,482	1,653	1,824	2時間以上3時間未満の利用
	1,449	1,683	1,914	2,214	2,508	3時間以上4時間未満の利用
	1,647	1,911	2,175	2,514	2,850	4時間以上5時間未満の利用
	1,854	2,199	2,538	2,940	3,336	5時間以上6時間未満の利用
	2,130	2,532	2,922	3,387	3,843	6時間以上7時間未満の利用
	2,271	2,691	3,117	3,618	4,107	7時間以上8時間未満の利用
延長加算	右枠に記載				8時間以上の利用の場合(1時間ごとに150単位)	
理学療法士等体制強化加算	90				常勤専従の理学療法士または作業療法士を2名以上配置している場合 対象:(1時間~2時間未満の利用の方)	
入浴介助加算(Ⅰ)	120				適切な人員および設備を有して、入浴介助を提供した場合	
入浴介助加算(Ⅱ)	180				適切な人員および設備を有して、入浴介助を提供し、医師等が居室を訪問し利用者の動作および浴室環境を評価し、理学療法士または作業療法士が入浴計画を作成し、計画に基づき入浴介助を提供した場合	
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	1,680 ☆				医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、理学療法士等による計画の説明を行い、1月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い利用者の居室を訪問した場合(6月以内)	
	720 ☆				医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、理学療法士等による計画の説明を行い、3月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い利用者の居室を訪問した場合(6月以内)	
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ	1,779 ☆				医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、理学療法士等による計画の説明を行い、1月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い利用者の居室を訪問し、リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合(6月以内)	
	819 ☆				医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、理学療法士等による計画の説明を行い、3月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い利用者の居室を訪問し、リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合(6月以内)	
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ	2,490 ☆				医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、医師による計画の説明を行い、1月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い利用者の居室を訪問した場合(6月以内)	
	1,530 ☆				医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、医師による計画の説明を行い、3月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い利用者の居室を訪問した場合(6月以内)	
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	2,589 ☆				医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、医師による計画の説明を行い、1月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い利用者の居室を訪問し、リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合(6月以内)	
	1,629 ☆				医師の詳細な指示により定期的な評価を行い、医師による計画の説明を行い、3月に1回以上の会議を開催し、介護支援専門員への情報提供を行い利用者の居室を訪問し、リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合(6月以内)	
短期集中個別リハビリテーション実施加算	330				退院(所)日または認定日から起算して3月以内に個別リハビリテーションを提供した場合	
重度療養管理加算	300				要介護3・4・5の利用者さんで、厚生労働大臣が定める状態の方の場合	
中重度者ケア体制加算	60				看護職員を1名以上配置し、前年度の利用者さんの総数のうち、要介護度3以上の利用者さんの占める割合が30%以上であった場合	
科学的介護推進体制加算	120 ☆				利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合	
送迎減算	-141				事業所が送迎を行っていない場合(片道につき1回)	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	54				介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	4.7%				基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象外)	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.0%				基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象外)	
介護予防通所リハビリテーション(月額)						
要支援1	6,159				要支援1の方の基本サービス費	
要支援2	11,997				要支援2の方の基本サービス費	
利用開始日の属する月から12月超	-60				要支援1の場合	
	-120				要支援2の場合	
運動器機能向上加算	675				多職種間で共同して、運動器機能向上計画を作成し、定期的な評価を行い、個別にリハビリテーションを提供した場合	
事業所評価加算	360				厚生労働大臣の定める基準を満たしている場合	
科学的介護推進体制加算	120				利用者さんごとの基本的情報を厚生労働省に提出し情報を活用している場合	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	216				(要支援1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合	
	432				(要支援2)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	4.7%				基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象外)	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.0%				基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に左枠に記載する加算率を乗じた単位数の額の3割(支給限度基準額の対象外)	
その他の施設利用料金						
朝おやつ代	80					
昼食費	600				経管栄養の利用者さんは、1食600	
昼おやつ代	110				事業所で提供する時間帯に利用していただいた場合	
夕食費	600					
教養娯楽費	100				事業所で用意したレクリエーションや行事で使用する材料などを利用いただいた場合	
おむつ代	右枠に記載				①小パット30 ②大パット35 ③特大パット50 ④テープ付140 ⑤リハビリパンツ160(処分費を含みます)	
領収書再発行代	22				領収書を再発行した場合(1枚)	
文書コピー代	22				診断書等の文書をコピーした場合(1枚)	
文書郵送代	右枠に記載				診断書等の文書を郵送した場合(切手代)	